

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

福祉局 保護課

1 日 時 令和 8 年 8 月 3 日（月） 午後 1 時 00 分 ～ 午後 2 時 45 分

2 場 所 天王寺区役所 講堂

3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会

4 協議等の趣旨 夏季加算、夏季一時金、エアコン設置等に関する要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 会長 大口 耕吉郎他 20 名

（本 市）

福祉局 1 名

6 議 事

（1） 夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じることについて

（項目番号 3.（1）2.）

団体要望概要

- ・ 大阪府は夏季加算の創設を国に対して要望している。大阪市も同じように国に対して要望すること。また、物価が高騰しているおり酷暑となっている現状を踏まえ、高齢者等が安心してエアコンを使うことができるよう国の制度が創設等されるまでの間は大阪市の独自施策として実施すること。

本市説明概要

- ・ 生活保護受給者と低所得世帯の生活水準に差が無くなったことから、夏季加算の目的が達成されたとして廃止されている。生活保護基準に係る内容については、地方自治体に裁量の余地がない。国には、生活保護の目的である最低限度の生活を保障できるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう要望している。

（2） 夏季、年末一時金の復活について

（項目番号 3.（1）3.）

団体要望概要

- ・ 物価が高騰しており、猛暑のなか仕方なく食費を削ってエアコンを使用している世帯や病気療養上、家に一日中居ないといけない者がいるという現状を踏まえ、夏季年末一時金について国に復活を要望すること。国の制度が創設等されるまでの間は大阪市の独自施策として実施すること。

本市説明概要

- ・ 夏季と歳末の見舞金については、一定の目的を達成したものとして平成 16 年度末に廃止したところであり、復活させることは困難である。

(3) 冷房器具の支給要件をなくすことについて

(項目番号 3.(1). 4. ロ)

団体要望概要

- ・ 保護開始時に故障しているエアコンについては、持ち合わせがないものとして購入設置費用を支給すること。併せて、開始時は稼働していたが転居する際に故障しているものについても、同様に持ち合わせがないものとして購入設置費用を支給すること。

本市説明概要

- ・ 開始時に故障しているエアコンについては持ち合わせがないものとして実施要領にある支給要件を満たせば、購入設置費用を支給している。開始時に稼働しており、転居時に故障しているエアコンに関しては実施要領上の取扱いがない。

(4) エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給することについて

(項目番号 3.(1). 4. ハ)

団体要望概要

- ・ エアコンの修理費用を「住宅維持費」の特別基準として支給すること。

本市説明概要

- ・ 実施要領上、住宅維持費の特別基準として支給する取扱いはない。

(5) エアコン購入のための生活福祉資金貸付返済金の控除について

(項目番号 3.(1). 4. ニ)

団体要望概要

- ・ エアコンの購入設置について社会福祉協議会の貸付を利用した際には、その返済金について収入から控除すること。また、保護受給者に限らず生活に困っている現状を踏まえ、控除できないのであれば、関西電力の株主として補助金を支給するなど大阪市独自の施策を講じること。

本市説明概要

- ・ 実施要領上、貸付金に関する控除の項目はない。